

部活動の目標及び運営について

愛知県立岩倉総合高等学校

1 目標

生徒の自主的、自発的な参加により、健全な心身の成長、教養の向上及び個性の伸長を図るとともに、責任感や連帯感を培う。

2 運営方針

- (1) 部活動運営委員会、特別活動部会、顧問会議及び部長会議等により、校長を中心とする体制の下で、組織的・計画的に運営する。
- (2) 各教科等の目標や内容との関係に配慮するなど、教育課程との関連を図る。
- (3) 生徒の健康・安全に十分留意し、合理的かつ効果的な活動となるよう努める。
- (4) 生徒がさまざまな役割を分担し、より自立的で組織的な活動となるよう配慮する。
- (5) 積極的な情報発信を通して、保護者及び地域社会からの理解を得るよう努める。

3 運営上の留意事項

- (1) 部ごとに年間及び月間の活動計画を作成し、生徒及び保護者に示す。活動計画の作成に当たっては、参加する大会やコンクール等を可能な限り精選するとともに、活動量が生徒の過重な負担となって日常生活や学業に支障の出ることがないように十分配慮する。
- (2) 部活動は部員および顧問の担い手、活動環境がそろっている場合に成立する。これらの条件を満たさない場合、縮減されることがある。
- (3) 部活動は国が示す部活動ガイドラインに則り、かつ教職員の働き方および生徒の高校生活に配慮して行われるものであり当該年度顧問の方針をもとに運営されることから、その方針への理解のうえ、入部を選択してもらう必要がある。
- (4) 学期中は、原則として週当たり2日（平日に1日及び土曜日、日曜日のいずれかに1日）以上の休養日を設ける。
なお、大会への参加等により土曜日及び日曜日の両日にわたって活動する場合は、代替休養日の確保に努める。また、大会やコンクール等が開催される時期において上記の基準以上に活動した場合には、休息期に休養日を十分確保する。
- (5) 活動時間は、原則として平日は2時間程度、学校休業日（土曜日、日曜日、祝日及び長期休業中）は3時間程度とする。

なお、学校休業日における大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、生徒の体調等に十分留意する。

- (6) 本校に全ての種類の部活動があるわけではないことから、校外での課外活動（クラブチームや楽団など）への積極的な参加も奨励する。
- (7) 熱中症の予防、アナフィラキシー・ショックや落雷の回避等、生徒の健康・安全管理を徹底するとともに、活動場所の施設・設備等の安全点検を実施し、事故の防止に努める。

平成 30 年 12 月制定

令和 7 年 10 月改定